

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

株式の評価における配当還元方式について

Q 弊社は一族で経営をしている中小企業ですが、株主の中には保有割合が5%未満の少数株主がいます。そういった少数株主の保有している株式の評価は、配当を基礎とした価額で計算するそうですが、どのように計算するのでしょうか？

解説

取引相場のない株式の評価額は、会社に対する支配力が少ない場合、配当還元方式により計算します。

1. 配当還元方式により評価できる場合

【同族株主のいる会社の場合】

次の1)または2)に該当する場合

1) 同族株主以外の株主である

2) 同族株主であっても次のすべてに該当する

- ① 本人は同族株主である
- ② 本人の議決権割合が5%未満である
- ③ 中心的同族株主がいる
- ④ 本人が中心的同族株主でない
- ⑤ 本人は役員、役員予定者でない

【同族株主のいない会社の場合】

次の1)または2)に該当する場合

1) 本人の株主グループの議決権割合が15%未満である

2) 本人の株主グループの議決権割合15%以上でも次のすべてに該当する

- ① 本人の議決権割合は5%未満である
- ② 中心的株主がいる会社である
- ③ 本人や役員または役員予定者でない

※①同族株主…株主グループ（株主1人及びその同族関係者）の有する議決権割合が30%以上である場合のその株主及び同族関係者

※②中心的株主…同族株主の1人、その配偶者、直系血族などの議決権数が総議決権数の25%以上であること。

2. 配当還元方式による計算方法

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額(※)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当りの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※配当金額が2円50銭未満のもの及び無配の場合は、2円50銭として計算します。

要するに…

中小企業の場合、会社に対する支配力が少ない株主が保有する株式については、その株主の保有割合が5%未満であれば、配当還元方式で評価することが可能な場合が多いと思われます。